

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系電気品室冷凍機(A)油ポンプ点検において、ポンプローターシャフト軸受部の間隙許容値超えが認められたため、当該シャフトを修理。	GⅢ	
2	2号機	補機冷却海水系配管点検において、フランジボルト・ナットに腐食(合計75箇所)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	GⅢ	
3	2号機	補機冷却海水系ポンプ潤滑水供給止め弁において、弁フランジ部に漏えい(鉛筆1本程度、非放射性)が認められたため、当該弁フランジのパッキンを交換。なお、上流弁を閉し、漏えい停止。	GⅢ	
4	3号機	不活性ガス系内側隔離弁圧力抑制室N2パージ弁用電磁弁及び内側隔離弁ドライウェルN2ベント弁用電磁弁において、不具合(操作スイッチにて動作せず、当該弁打振により動作)が認められたため、当該電磁弁を交換。	GⅢ	
5	3号機	照明用分電盤(LP-3C52)の回路No.15において、絶縁抵抗値不良(判定値5MΩに対し、測定値0.01MΩ)が認められたため、当該回路のしゃ断器を「切」にし、原因調査・対策検討。	—	H27.1.8再審議にて別の不適合報告書で管理することが確認されたため削除。
6	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプ吐出圧力計検出配管において、溶接部に漏えい(20cc、非放射性)が認められたため、当該溶接部を補修。なお、圧力計元弁を閉し、漏えい停止。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備固化系ドラムハンドリング設備において、ドラム缶攪拌機クランプ位置検出スイッチに不具合(つかみ操作した際、「つかみ」及び「解放」の状態表示ランプ点灯)が認められたため、当該検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
8	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備固化系ドラムハンドリング設備において、ドラム缶攪拌機フード位置検出スイッチに不具合(降下操作した際、「下限」及び「上限」の状態表示ランプ点灯)が認められたため、当該位置検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
9	その他	気象観測装置(ドップラーソーダ)において、排気筒風向・風速の測定不良(ドップラーソーダの音波停止及び制御装置がフリーズ状態)が認められたため、原因調査及び制御装置を再起動。	GⅢ	